

- 1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日前に受講の申込み又は受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による技能講習又は免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月一九日政令第四一
号)

- 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

- 2 この政令の施行の日前に受講の申込み又は受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による技能講習又は免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月三日政令第三
九〇号) 抄

- (施行期日)
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一
六八号)

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日前に受講の申込み又は受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による技能講習又は免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇
九号) 抄

- (施行期日)
- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一九日政令第
五三三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十六年三月三十一日)から施行する。

(作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 法第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条又は第四十四条第一項の規定による指定を受けている者が行うべき法第五条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対する提出については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四
六号)

- この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日政令第一
〇一号) 抄

- (施行期日)
- 第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一日政令第三
二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一
八三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。